

令和3年8月2日  
ボランティア・市民活動の推進に関する関係省庁との懇談会

## 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 地域共生社会とは

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

# 「地域共生社会」とは

---

## (地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

### ⇒「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

### ⇒「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい。

### ⇒「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える  
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

# 地域共生社会の実現にむけた 支援体制の構築

（地域共生社会検討会での議論より）

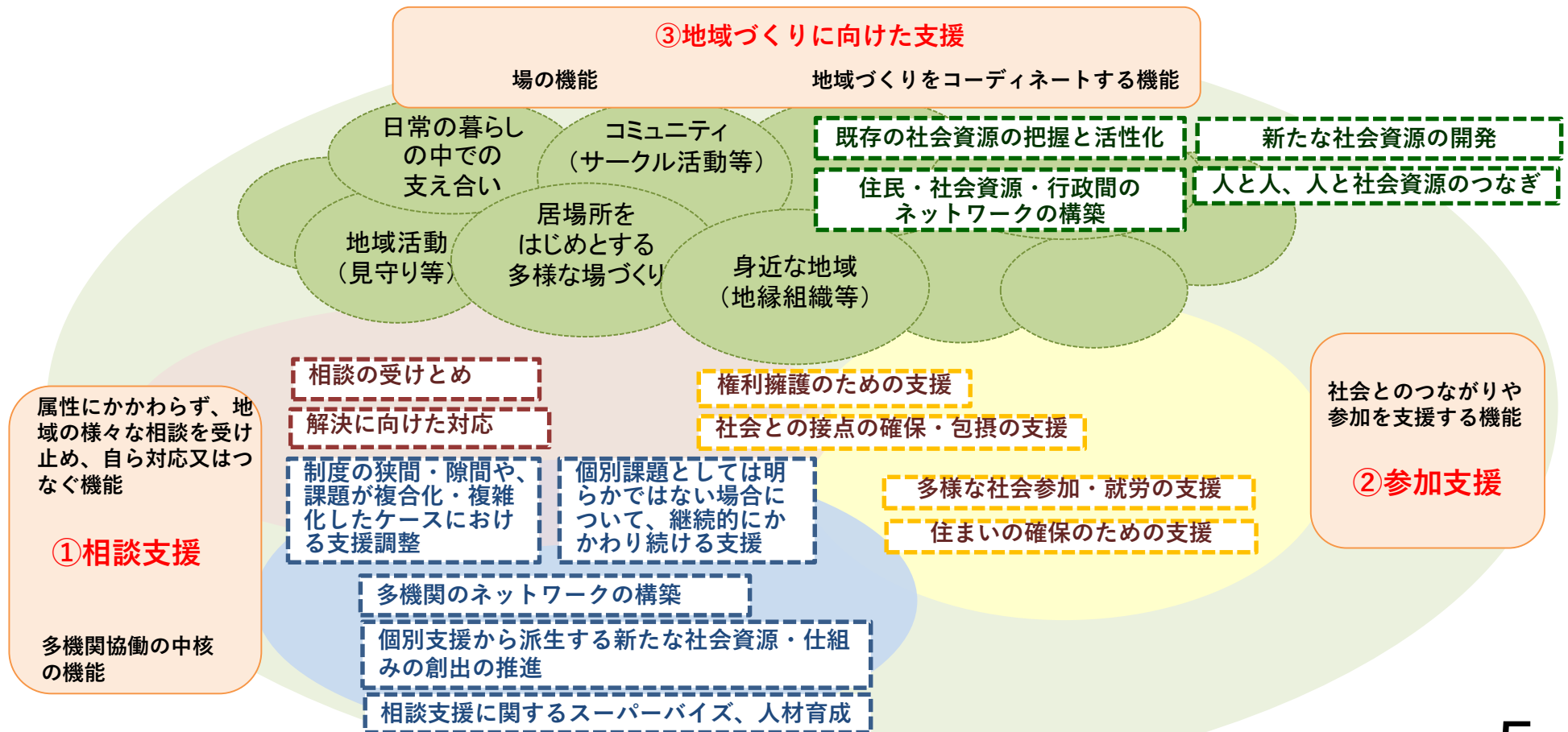
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

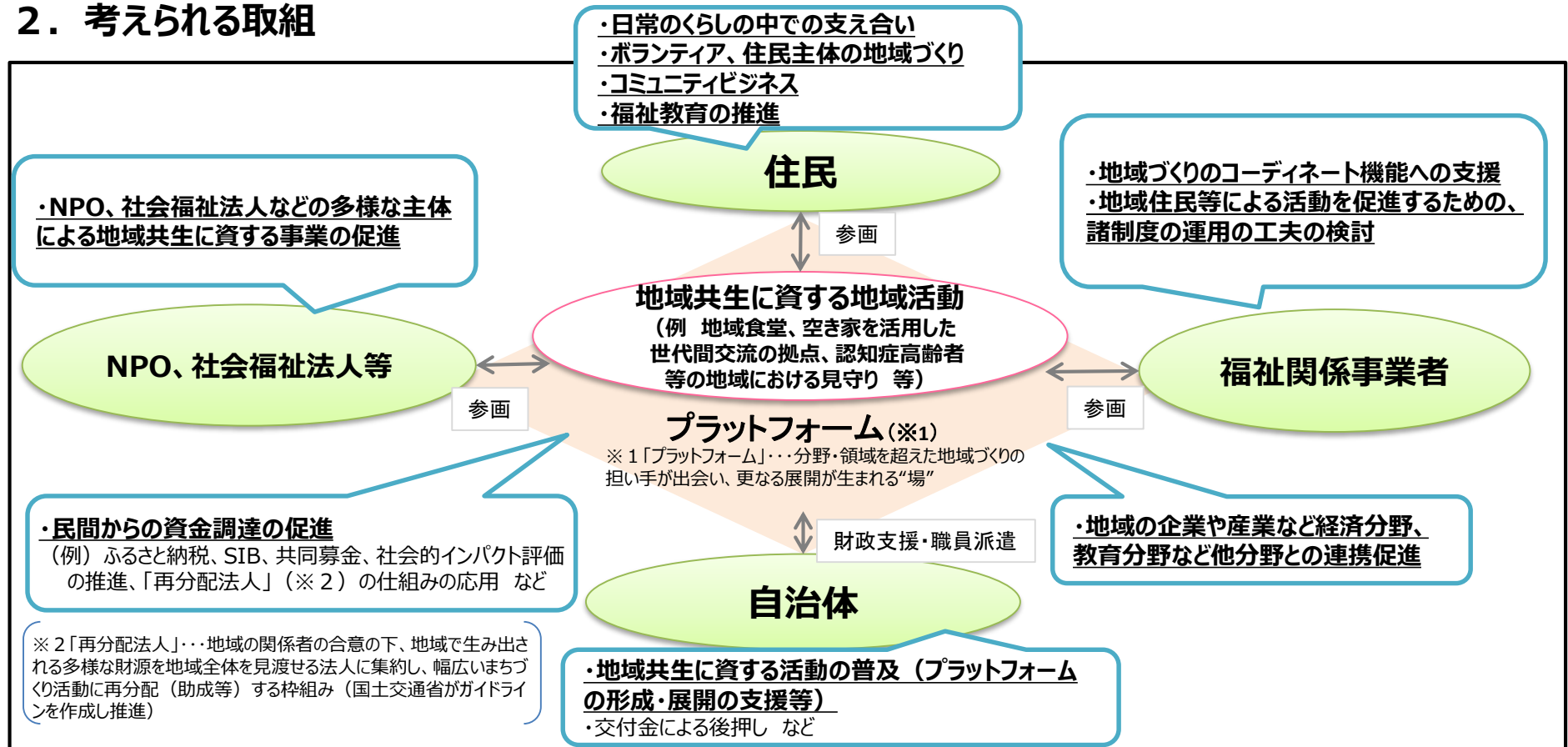
- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
  - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
  - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
  - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



## 1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

## 2. 考えられる取組



# 重層的支援体制整備事業の枠組み・ 考え方

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



# 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

### 新たな事業の全体像

#### I 相談支援

##### 包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

#### II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になりひきこもり状態の者を受け入れる 等

#### III 地域づくりに向けた支援

##### 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

**I～IIIを通じ、  
・継続的な伴走支援  
・多機関協働による  
支援を実施**

### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

#### 現行の仕組み

高齢分野の  
相談・地域づくり

障害分野の  
相談・地域づくり

子ども分野の  
相談・地域づくり

生活困窮分野の  
相談・地域づくり

#### 重層的支援体制

属性・世代を  
問わない  
相談・地域づ  
くりの実施体  
制

- ※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
- （ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
  - （イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
  - （ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

# 重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

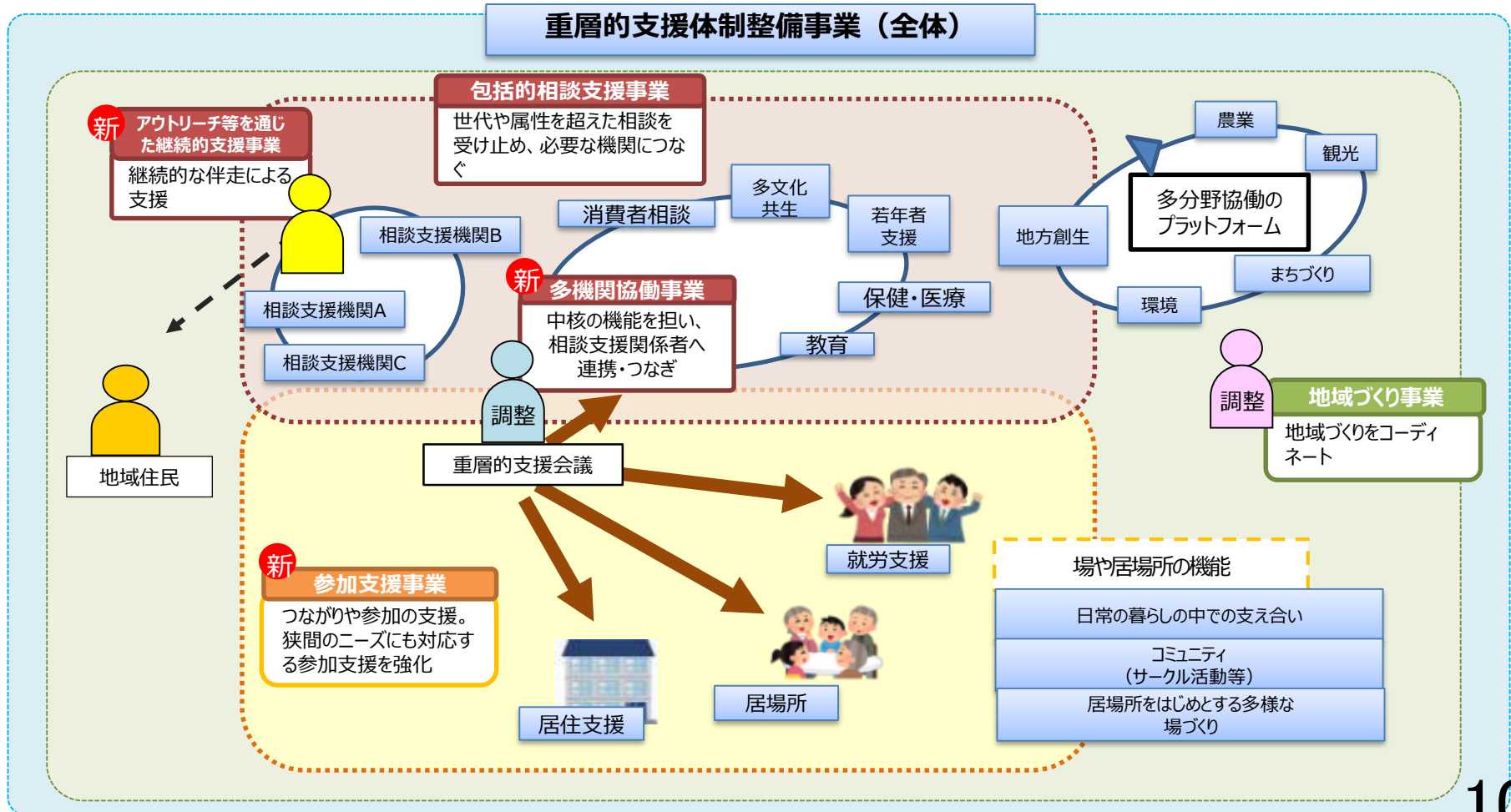
|     |   | 機能                                                                 | 既存制度の対象事業等                                |
|-----|---|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 第1号 | イ | 相談支援                                                               | 【介護】地域包括支援センターの運営                         |
|     | ロ |                                                                    | 【障害】障害者相談支援事業                             |
|     | ハ |                                                                    | 【子ども】利用者支援事業                              |
|     | ニ |                                                                    | 【困窮】自立相談支援事業                              |
| 第2号 |   | 参加支援<br>社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供 | 新                                         |
| 第3号 | イ | 地域づくりに向けた支援                                                        | 【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業） |
|     | ロ |                                                                    | 【介護】生活支援体制整備事業                            |
|     | ハ |                                                                    | 【障害】地域活動支援センター事業                          |
|     | ニ |                                                                    | 【子ども】地域子育て支援拠点事業                          |
| 第4号 |   | アウトリーチ等を通じた継続的支援<br>訪問等により継続的に繋がり続ける機能                             | 新                                         |
| 第5号 |   | 多機関協働<br>世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能                                     | 新                                         |
| 第6号 |   | 支援プランの作成（※）                                                        | 新                                         |

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

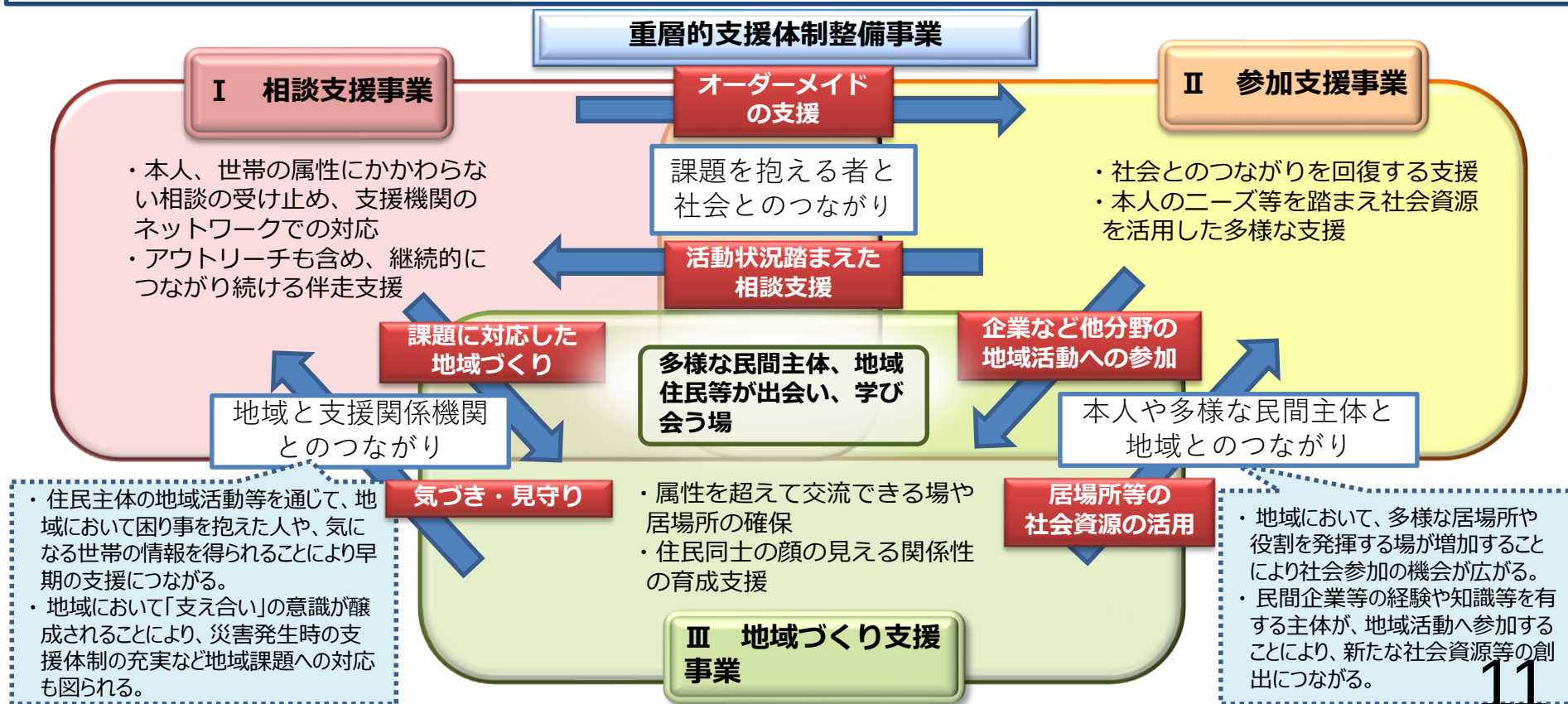
# 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



# 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
  - 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実）
  - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
  - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりがやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくする環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。





## 地域づくりに向けた取組① – 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 –

### 基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティーネットの充実を図っていく必要がある。
  - 既存制度に基づく拠点を包含する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。
- （※）包括化の対象事業……【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
- 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズや市町村全体の資源等の把握等を行い、地域住民や支援関係機関等の関係者で議論する場を設けることが重要。

### 支援の展開

#### □ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営することも可能。
- ※ 個々の拠点内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の特長を保ちつつ、多機能化する方法も考えられる。
- ・ 市町村全体で、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- ※ 市町村の中では、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点と、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することもある。

#### □ 新たな場の確保 ※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要

- ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。
- ・ 民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、既存の場が持つ役割を拡張するといった手法も考えられる。

### 基本的な考え方

#### 【コーディネーターに求められる役割】

- 地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあう関係性が地域で生まれるよう促していく。
- 地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備が図れるよう、これまではつながりの薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。
- 地域の中に多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

### 支援の展開

- 地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的な取組の展開を図る
  - ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていく。（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態があり得る）
  - ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正当に評価する機会（発表会や表彰式等）を持つことが相互理解を深め、有用感や継続性を高めることにつながる。
- 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市町村全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備する。特に、既存のコーディネート人材の活用も重要であるが、対象拡大等の業務負担を勘案した体制づくりが必要となる。
- 既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士（例 集落支援員、地域おこし協力隊）がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるという視点も重要である。

## 地域づくりに向けた取組③ – 多分野がつながるプラットフォームの展開 –

### 基本的な考え方

- 実施市町村においては、①多様な場・居場所づくりや、②地域活動等のコーディネートなど、地域づくりに向けたプロセスの活性化や発展のため、**分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォーム**の形成を意識。
- 様々な関係者が、互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学びあうことにより、それぞれの弱みを補いあうだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動を活性化することにつながる。
- こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められる。

### プラットフォームに求められる役割

#### □ フィールドワークによる地域の人と資源の確認

- ・ 地域づくりは、**地域に「ある」ものを活かす視点が不可欠**
- ・ 地域住民や活動している団体等とフラットな関係を気づく中で、地域の人や資源（人・場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要。
- ・ **既に住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、活動内容と価値を共有**し、学ぶ機会（例 住民を含む協議の場等）を設け、重要性・価値感を共有する。

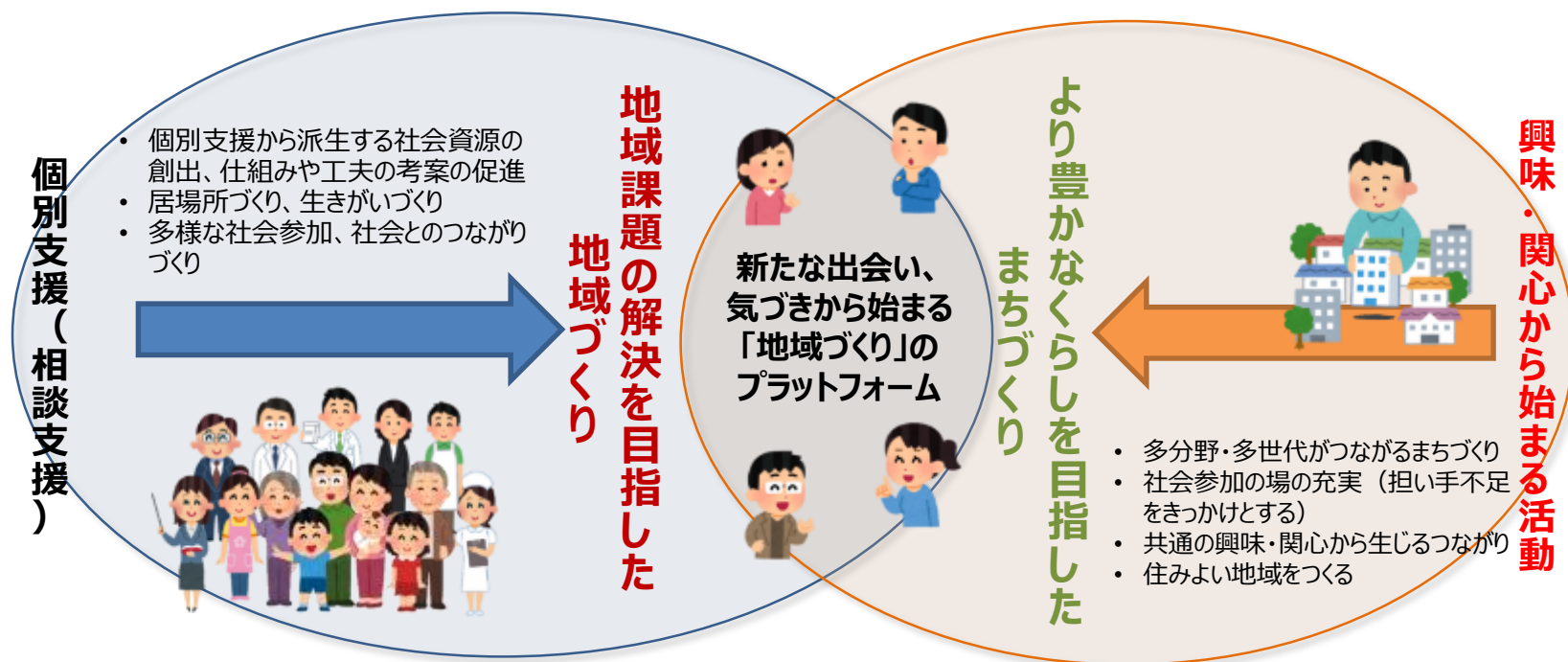
※ 制度や事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動の形や問題意識を尊重することが重要

#### □ 様々な分野が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定

- ・ **地域の多様な主体が情報交換、協議をすることができる機会を設定する**ことにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながる。
- ・ 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備するためには、地域や暮らしを構成する幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能が求められる。

# プラットフォームの展開のイメージ

- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。





## 多種多様なプラットフォームの事例（松戸市）

- 平成30年度より、市内15圏域での「地域づくりフォーラム」を実施し、地域住民が自分の住む地域の課題を認識し、自分たちで解決する意識の醸成を図りつつ、各圏域に生活支援コーディネーターを配置することにより、地域の声を地域ケア推進会議につないでいく仕組みを展開している。
- また、地域ケア会議を高齢者だけでなく、地域で生活するすべての人が集い、一緒に考える場として共生対応化することにより、地域だけでは解決が困難なことについても、地域住民との協働での解決を目指している。

### 平成30年度 地域づくりフォーラムの一例

#### いいばしょ 居場所 みつけましょ！ ～東部地区地域づくりフォーラム～

いいばしょ 居場所 みつけましょ！  
東部地区地域づくりフォーラム

入場無料

2019年3月3日(日)  
10:00～14:00  
(調理予約者 受付開始 9:45～)

東部市民センター  
(松戸市高塚新田494-9)

主催：東部地区地域づくりフォーラム実行委員会 松戸市 高齢者支援課

#### 地域の声をキャッチアップ

まつどNPO協議会(市民活動サポートセンター)・地域包括支援センター・聖徳大学・高齢者支援課が協働して開催。

地域の課題を  
地域で考える



生活支援コーディネーター  
を配置

地域住民だけでは  
解決が困難なこと

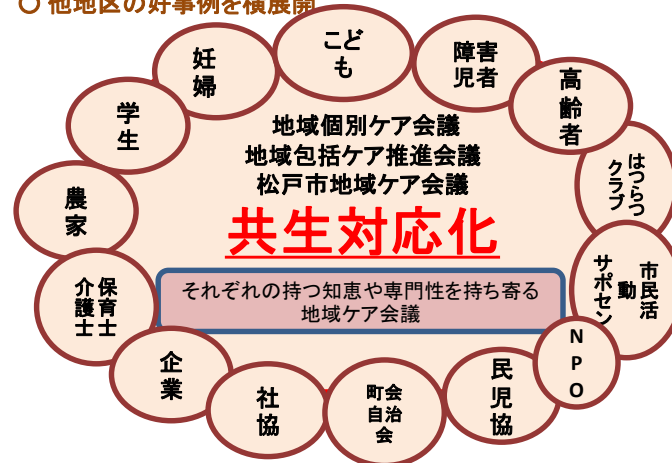
### 東部地区子ども食堂

- 地域づくりフォーラムでの気づきから、住民の有志らが町会の集会所を活用し、子ども食堂を開始。
- 地域の子ども達や住民らが、誰でも集える居場所づくりを実践。



### 地域ケア会議の共生対応化

- 地域だけでは困難な課題を検討・解決
- 他地区の好事例を横展開



## 地域の実践例：おおた高齢者見守りネットワーク（愛称：みま～も！）

- 地域包括支援センターが、**住民や商店街など地域を巻き込み発足**。
- 「いくつになっても安心して暮らし続けるまちづくり！」を合い言葉に、地域の医療・保健・福祉の**専門職(事業所)、民間企業が「協賛金」を出し合い活動**。参加する**住民(みま～もサポーター)**も会費を拠出。
- 商店街の**空き店舗を改修した「ステーション」**で、日常的に住民と専門職がつながり、住民が参加者としてではなく「やりたい事を実現」できる「場」を提供。
- 近接する和菓子店や飲食店で**新しい商品開発や売上増**につながる、**空き店舗がなくなる**など、**商店街の活性化にも貢献**。



元気かあさんのミマモリ食堂



施設職員

福祉用具相談員

ケアマネジャー

元気な母さんたち

住民と専門職が元気な頃から  
日常的につながる仕組み！



# 「ローカル・ログイン」

## 久留米10万人女子会「WeLab46」

《コンセプト》  
ローカルログイン

**私**ではなく**私たち**という意識を持てば  
今よりももっと共感、協働でき、豊かな暮らしを実現できる

私 + 「人」 + 「地域のこと」 + ...  
...少しずつ(多様な)つながりを広げていく



# 令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施自治体

|      |      |
|------|------|
| 北海道  | 七飯町  |
|      | 妹背牛町 |
|      | 鷹栖町  |
|      | 津別町  |
| 岩手県  | 遠野市  |
|      | 矢巾町  |
| 秋田県  | 大館市  |
| 埼玉県  | 川越市  |
|      | 鳩山町  |
| 千葉県  | 松戸市  |
|      | 市原市  |
| 東京都  | 世田谷区 |
|      | 八王子市 |
| 神奈川県 | 逗子市  |
| 富山県  | 氷見市  |
| 石川県  | 小松市  |
| 福井県  | 坂井市  |
| 長野県  | 飯田市  |
| 愛知県  | 岡崎市  |
|      | 豊田市  |
|      | 東海市  |
|      | 大府市  |
|      | 長久手市 |

|      |       |
|------|-------|
| 三重県  | 伊勢市   |
|      | 名張市   |
|      | 鳥羽市   |
|      | 伊賀市   |
|      | 御浜町   |
| 滋賀県  | 長浜市   |
|      | 守山市   |
|      | 米原市   |
| 大阪府  | 豊中市   |
|      | 大阪狭山市 |
| 和歌山県 | 和歌山市  |
| 鳥取県  | 北栄町   |
| 島根県  | 松江市   |
|      | 大田市   |
|      | 美郷町   |
| 広島県  | 廿日市市  |
| 愛媛県  | 宇和島市  |
| 福岡県  | 久留米市  |
| 大分県  | 津久見市  |